

～ 岐 阜 県 本 部 た よ り ～

**〔1〕不動産業開業セミナー開催のお知らせ**

不動産業開業セミナーを下記のとおり開催いたしますので、お知り合いに不動産開業をお考の方がお見えになられましたら、是非お声をおかけ下さいますようお願いいたします。参加ご希望の方は、事前に岐阜県本部事務局(058-272-5968)までご連絡くださいますようお願いいたします。

【開催日時】 平成31年3月6日(水)13時30分～15時30分 (受付13:15～)

【開催場所】 **じゅうろくプラザ 4階 研修室1**

岐阜市橋本町1丁目10番地11 TEL(058)262-0150

**〔2〕平成30年度第2回法定講習について**

当協会主催の平成30年度第2回法定講習が平成31年2月20日(水)に開催します。宅地建物取引士免許更新対象の方は是非、当協会で開催します法定講習にご参加下さい。

**〔3〕平成31年度版不動産手帳について**

平成30年度版不動産手帳有料分(430円)の在庫が多少ございますので、ご入り用の方は岐阜県本部事務局(058-272-5968)までご連絡下さい。

**〔4〕(公社)全日本不動産協会のカレンダーについて**

(公社)全日本不動産協会カレンダーを、第3回法定研修会を欠席された会員の方に、宅配便にて発送させていただきます。発送は12月上旬を予定しております。カレンダー(無料)の在庫が多少ございますので、ご入り用の方は岐阜県本部事務局(058-272-5968)までご連絡くださいますようお願いいたします。

**〔5〕新規入会者・諸変更事項・退会会員について**

【新規入会者】 新しく入会されました会員の方を紹介します(11月分)

入会日	商 号	事務所所在地	代表者氏名	T E L
			宅地建物取引士	F A X
30.11.8	(株)アースホーム	多治見市太平町6-164 アイン太平1F	横井 洋	0572(56)8663
			横井 洋	0572(56)8663

【所変更事項】 諸変更事項については次の通りです。

届出年月日	商 号	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
30.11.5	(株)プロスター	事務所所在地	羽島郡岐南町下印食3-30 とらでんビル4E	羽島郡岐南町上印食 1-76
30.11.9	(株)ナガタハウジング	専任宅建士	太田 昌宏	富田 真規
30.11.15	東建コーポレーション(株)岐阜店	専任宅建士	伊藤 愛	保浦 掲
30.11.15	東建コーポレーション(株)ホームメイド美濃加茂店	専任宅建士		谷藤 成子
30.11.15	東建コーポレーション(株) 多治見店	専任宅建士	中村 祐一郎	
		事務所所在地	多治見市白山町1丁目77-	多治見市白山町1丁目235

【退会会員】退会されました会員の方は次の通りです。

退会年月日	商号	代表者名	摘要
30.11.5	(株)Nホーム	中野 隆弘	破産
30.11.12	富士不動産サービス	田口 寛和	期限満了

## 〔6〕免許更新について

免許更新対象の方へは、免許申請書一式をお渡ししておりますので、お早めに更新をお済ませ下さい。

【平成31年4月更新分】

商号	代表者	免許有効期限(至)
まごころ不動産	橋本 勉	平成31. 4. 17
(株)ZERO	坂井 善幸	平成31. 4. 22

※なお、更新の済まれた方は、免許申請書の内、法人の場合＝第1面(要受付印)、第2面、第3面、添付書類(3)、(4)、(8)個人の場合＝第1面(要受付印)、第3面、添付書類(3)、(8)の写しを郵送またはFAXにて事務局まで提出願います。新しい従業者証明書が必要な方は事務局までご連絡下さい。

## 〔7〕賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会のご案内／(株)社会空間研究所

平成30年度国土交通省の補助事業の一環として、「賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会」を下記の日程で開催されます。受講をご希望の方は岐阜県本部事務局(058-272-5968)までご連絡いただくか、(株)社会空間研究所ホームページからお申込み下さい。

【開催日時】平成31年1月24日(木) 12:00～16:10

【開催場所】名古屋国際センター 別棟ホール (名古屋市中村区那古野1-47-1)

【定員】100名(参加費無料)

※インターネットでのお申込み [社会空間研究所](http://www.shaku-ken.co.jp)で[検索](http://www.shaku-ken.co.jp)(<http://www.shaku-ken.co.jp>)

## 〔8〕浸水警戒区域の指定に伴う宅地建物取引時における情報提供について／滋賀県

この度滋賀県において、条例13条に基づく浸水警戒区域(甲賀市信楽町黄瀬地域一部)の指定が行われました。浸水警戒区域は条例14条の規定により建築制限がかかります。また、建築基準法第39条第1項の規定による「災害危険区域」となり、宅地建物取引業法第35条に規定する重要事項説明に該当しますので、お取引をされる場合にはご注意下さい。

詳細については [検索](#) ▣ [滋賀県流域治水政策室](#)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/kuikisitei/sinsuikeikaikuki.html>